

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

令和7年2月20日 午前8時46分 開 議

出席委員

委員長	櫻井繁行
副委員長	鈴木貞行
委員	矢口龍人
委員	岡崎勉
委員	久松公生
委員	櫻井健一

欠席委員

なし

委員外議員

議長	来栖丈治
副議長	設楽健夫

出席説明者

市長	宮嶋謙
総務部長	中泉栄一
市長公室長	横田茂

出席書記名

議会事務局長	金子俊文
議会総務課長	谷中博文
議会総務課課長補佐	鴻巣智子

議 事 日 程

令和7年2月20日（木曜日）午前8時46分 開 議

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 事 件
 - (1) 令和7年第1回定例会の運営について
 - ・提出予定案件の概要について
 - ・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について
 - ・一般質問の取り下げについて
 - ・かすみがうら市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・請願・陳情書等の取り扱いについて
 - (2) その他
5. 諮問に対する答申（案）について
6. その他
7. 閉 会

開 議 午前 8時46分

○櫻井繁行委員長

おはようございます。

委員の皆様方には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は6名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

本日、市長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○市長（宮嶋 謙君）

改めましておはようございます。

本日は、第1回定例会招集告示日の市議会運営委員会、大変ご苦労さまでございます。

それでは、第1回定例会に提出予定の議案につきましてご説明をさせていただきます。

今定例会に提出を予定しております議案については、全部で42件でございます。内訳としましては、条例に関する議案が27件、予算に関する議案が10件、財産の無償譲渡に関する議案が2件、その他の議案が3件です。

なお、議案の概要につきましては、担当部長からご説明いたしますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

次に、来栖議長からごあいさつをお願いいたします。

○議長（来栖丈治君）

改めましておはようございます。

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

本日は、1月20日に貴委員会に諮問させていただきました令和7年第1回定例会の運営につきまして、引き続き、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、令和7年3月19日をもって任期満了となります茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙執行依頼が届いております。広域連合議会議員の推選を賜りたく貴委員会のご意見をお願いいたします。

次に、私ごとで恐縮でございますが、先日、2月7日の令和7年第1回臨時会におきまして、議長に選出され、公平中立な立場を保持することが求められておりますことから、既に通告をいたしました一般質問につきまして、全部を取り下げさせていただきますので、取り扱い等これに伴う議事日程につきまして、ご意見を賜りますようお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局、鴻巣補佐を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは早速、本日の日程事項に入ります。

○櫻井繁行委員長

本日の事件は、（1）令和7年度第1回定例会の運営についてであります。

初めに、提出予定案件の概要についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務部長（中泉栄一君）

それでは、予算以外の案件につきまして、中泉から説明をさせていただきます。

まず、概要書1ページ、議案第11号 かすみがうら市職員の降給に関する条例の制定について。

本条例は、本人の意に反する降給を行うに当たり、地方公務員法の規定に基づき、新たにこの条例を制定するもの。具体的には、勤務実績が不良の場合、心身の故障の場合、適格性欠如の場合において、降格及び降号の事由に該当するものとして規定するものでございます。

施行年月日は、令和7年4月1日となります。

続きまして、2ページ、議案第12号 かすみがうら市学校教育施設整備基金条例の制定について。

本条例は、廃校利活用および将来の学校教育施設の適正な整備を行うに当たり、必要な財源確保を図るため基金を設置するため、新たに制定するものとなります。

施行年月日は、令和7年4月1日となります。

概要書3ページ、議案第13号 かすみがうら市手話言語条例の制定について。

本条例は、手話が言語であると定め、ろう者およびろう者以外の者が互いに支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指すためのいわゆる理念条例となります。

施行年月日は、令和7年4月1日となります。

概要書4ページ、議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

本条例は、刑法の改正により、現行の懲役と禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されるため、これらの文言を用いている条例について、拘禁刑に統一、改正を行うもの。

施行年月日は、令和7年6月1日となります。

概要書の5ページ、議案第15号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条

例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、条例中で引用する法令条項に条ずれが生じたため、条ずれを解消するもの。

施行年月日は、令和7年4月1日となります。

概要書6ページ、議案第16号 かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、職員の派遣先として規定している株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーが、株式会社かすみがうらFCに社名変更となったため、改正するもの。

施行年月日は、公布の日となります。

概要書7ページ、議案第17号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、人事院勧告において、仕事と生活の両立支援の拡充について、自治体でも遅れることなく実施することとされたため、改正するもの。

具体的には、1点目、超過勤務免除の対象について、現行の子どもが3歳になるまでから、小学校就学の始期に達するまでに拡大。2点目として、仕事と介護の両立支援制度の周知・強化を行うものがございます。

施行年月日は、令和7年4月1日となります。

概要書8ページ、議案第18号 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、条例において引用する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、条ずれが生じたため、改正を行うものがございます。

施行年月日は、令和7年4月1日となります。

概要書の9ページから11ページにつきましては、議案第19号から21号になりますけれども、市長の諮問に応じた特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、議員と監査委員の報酬と、市長、副市長、教育長の給与を改正するものがございます。

議員報酬の改正額は、9ページの表のとおりになります。また、日額から月額へ改正される監査委員報酬の改正額は、10ページのとおりでございます。そして、三役の給料月額の改正額は、11ページの表のとおりでございます。加えて、議員の費用弁償を付加させていただきます。

施行年月日は、三役給与は公布の日から、議員報酬及び費用弁償並びに監査委員報酬は、令和7年4月1日から施行となりますが、三役給与、議員報酬は、次期の市長選挙、市議会選挙後の市長、市議会議員のそれぞれの任期開始日からの適用となります。

続きまして、概要書12ページ、議案第22号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、消防職における階級ではなく、役職を軸に規定するため、改正するものがございます。

施行年月日は、令和7年4月1日となります。

概要書13ページ、議案第23号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例、いわゆる残土条例及び宅地造成等規制法の改正に伴うものがございます。

具体的には、1点目として、市の残土条例の規制対象面積を、今までは5,000平方メートル未満を、今後3,000平方メートル以下に改正するもの。2点目として、新たに発生する市の事務である宅地造成また

は特定盛土等に関する工事中間検査の手数料を追加するものでございます。

施行年月日は、令和7年4月1日となります。

概要書14ページ、議案第24号 かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、現行の環境美化委員会議、水質監視員、廃棄物不法投棄監視員、ごみ減量推進会議を廃止し、新たに環境問題全般の課題解決に寄与する環境保全推進員、通称エコガーディアンズを設置するため、条例を改正するものでございます。

施行年月日は、令和7年4月1日となります。

概要書15ページ、議案第25号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、議案第23号で説明させていただいた残土条例の改正と盛土規制法の改正に伴うものでございます。

具体的には、1点目として、盛土規制法の改正により発生した条ずれを解消するもの、2点目として、残土条例の規制対象面積5,000平方メートル未満を、3,000平方メートル以下に改正するものでございます。

施行年月日は、令和7年4月1日となります。

概要書16ページ、議案第26号 かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例及び市の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、コミュニティ施設の配置変更などにより改正するものでございます。

具体的には、1点目、志士庫第2コミュニティステーションを地元の地縁団体へ無償譲渡することから、条例の表から削除いたします。

2点目、千代田コミュニティセンターの一部について、教育委員会事務局や民間団体等の常設利用となることから、あわせて、牛渡及び安飾コミュニティステーションについても、会議室の一部を、防災食などの備品倉庫として利用することから、それぞれ使用料条例から削除いたします。

施行年月日は、志士庫第2コミュニティステーションの改正は公布の日からとし、そのほかは、令和7年4月1日からとなります。

概要書17ページ、議案第27号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、やまゆり館の足湯コーナーを廃止するため、条例の関連する規定を削るよう改正するものでございます。

施行年月日は、令和7年4月1日となります。

概要書18ページ、議案第28号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

条例の改正内容ですが、具体的には、1点目として、家庭的保育事業者等や特定地域型保育事業者による保育内容支援等の連携施設について、連携の確保が困難であると市長が認める場合は、連携施設を確保しないことができるという経過措置を、令和11年度末まで5年間延長するもの。

2点目として、管理栄養士養成施設卒業者であれば、栄養士免許を取得しなくても管理栄養士の受験資格を有することから、栄養士の配置などに関する規定について、これに対応した改正を行うものでございます。

施行年月日は、令和7年4月1日となります。

概要書19ページ、議案第29号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、令和6年3月に策定した第9期介護保険事業計画と比較し、保険給付費の増加が見込まれる状況にあることから、令和7年度及び令和8年度の保険料を改正するもの。

介護保険料の改正内容につきましては、議案概要書の2の内容、(1)の表のとおりでございます。

もう一点、保険料の徴収猶予についても一部改正いたします。こちらは、被保険者が刑務所などに拘禁された場合に、介護保険法第63条の規定により、これまでも実質的には徴収猶予しておりましたが、今回条例により明確に規定するものでございます。

施行年月日は、令和7年4月1日となります。

概要書21ページ、議案第30号 かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

包括支援センターの職員配置について、これまでは区域ごとに、保健師、社会福祉士、主任介護専門員の配置が必要でしたが、人材確保が困難な現状を踏まえ、今後は、地域包括支援センターに協議会の承認があれば、市内2か所の包括支援センターで相互に補うことができるようになります。

施行年月日は、公布の日となります。

概要書22ページ、議案第31号 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、介護保険法施行規則の改正により、条例で引用する条項に条ずれが生じたため、条ずれを解消するものでございます。

施行年月日は、公布の日となります。

概要書23ページ、議案第32号 かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、富士見塚古墳公園の展示館を廃止するために改正するもので、展示館の名称、職員の配置、入館料などの関連規定を削り、これにより生ずる条ずれを解消するものでございます。

施行年月日は、令和7年4月1日となります。

概要書の24ページ、議案第33号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、市街化調整区域のうち区域指定内のエリアにおいて、実地できる建築物用途の拡大を行うものでございます。議案概要書に記載のとおり、自己用住宅にとどまらず、非自己用のいわゆる宅地分譲など、市街化区域の第二種低層住居専用地域並みの立地を認めるものとなります。

施行年月日は、令和7年4月1日となります。

概要書25ページ、議案第34号 かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、条例において引用する条項に条ずれが生じたため、条ずれを解消するために改正するものでございます。

施行年月日は、令和7年6月1日となります。

概要書26ページ、議案第35号 かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資

格について、概要書の2、内容のところの(1)の表のとおり、要件を緩和するよう改正するものでございます。

施行年月日は、令和7年4月1日となります。

概要書27ページ、議案第36号 かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、消防団等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令に伴うものであり、消防団員退職報償金について、勤務年数区分に新たに35年以上の区分を追加するよう改正するものでございます。

施行年月日は、令和7年4月1日となります。

概要書28ページ、議案第37号 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。

本条例は、農村環境改善センターを公共施設としての位置づけから除外し、民間活用を進めていくために条例を廃止するもの。条例の廃止に伴いまして、農村環境改善センターの名称等を引用する条例が4本ございますので、本条例の附則においてそれぞれ施設名称等を削る改正を行います。

施行年月日は、令和7年4月1日となります。

概要書の46ページになります。

議案第48号 財産の無償譲渡について。

本件は、議案第26号の条例改正と関連するものであり、志士庫第2コミュニティステーションについて減額して無償譲渡するため、議会の議決を求めるものでございます。

無償譲渡する財産は、木造平屋建ての建物、譲渡先は、民間地縁団体西成井集会成为ります。

本来、財産の適正価格である4万7000円であるところ、建築物の老朽化、選挙時における公共利用も期待できることを理由として無償譲渡するものでございます。

無償譲渡の契約については、議決後速やかに行うものといたします。

概要書48ページ、議案第49号も財産の無償譲渡についてでございます。

こちらは、農村環境改善センターについて無償譲渡するため、議会の議決を求めるものでございます。

無償譲渡する財産はそこに書いてございまして、鉄筋コンクリート造り三階建ての建物に加えて、地籍約5,417平方メートルの土地9筆となり、譲渡先は東京都港区のワールドアプレイザルジャパン株式会社となります。

本来、財産の適正価格は、建物が約5800万円、土地が1100万円でございますが、民間事業者のノウハウを活用した体験型ホテル事業により観光振興を図ることや、今後の解体費用等の支出や固定資産税の収入を考慮し、無償譲渡するものでございます。

これも、無償譲渡の契約につきましては、議決後速やかに行うものといたします。

概要書50ページ、議案第50号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更についてでございます。

本件は、茨城県消防救急無線・指令センター運営協議会に、新たに日立市と稲敷地方広域市町村圏組合が加入することから、協議会の規約を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

施行年月日は、構成団体の議決があつてから10日以内に協議して定めることとなっており、令和7年4月1日を予定しております。

続きまして、51ページ、53ページになります。

議案第51号、議案第52号 市道路線の認定について。

本件は、議案概要書の図面のとおり、千代田パーキングエリアスマートインターチェンジへの敷設道路について市道認定するものでございます。

私からの議案の説明は以上となります。

なお、追加議案の提出の予定はございません。

○市長公室長（横田 茂君）

それでは、私のほうから、まず議案第38号 一般会計補正予算（第10号）でございます。

総額に5112万5000円を減額しまして、192億9385万7000円とするものでございます。

詳しい内容につきましては、議案概要書の34ページからになります。

今回の補正予算になりますけれども、年度末でありますので、事業確定による減額調整がほとんどであります。その中でありますけれども、一部追加計上がありますので、そのあたりをここには触れておきたいと思えます。

まず、1番目といたしまして、退職手当の特別負担金、こちらが追加計上となります。事務組合の負担ということで、3446万7000円の計上です。

次、3番目でありますけれども、土浦市との人事交流、これに関する負担金が出ております。1231万円の計上です。

10番目といたしまして、基金への積立ての整理がございます。

今回、予算の最後の調整といたしまして、財政調整基金、減債基金、公共施設等の積立金をそれぞれ画面の資料の数字のとおり、積み立てるものでございます。

21番目といたしまして、要援護高齢者等対策に関する経費、こちらにつきましては、老人保護措置費の増嵩分を追加で計上するというところで、400万円弱の追加計上でございます。

27番目といたしまして生活保護及び29番目のコロナワクチンの関係の経費、さらには、32番目、出産・子育て応援に関する、この中に、国庫への返還金の計上がございます。

続きまして、41番目、土地改良の事業といたしまして、省エネルギー化の推進対策補助金として、165万8000円の追加計上でございます。なお、こういった内容でございます。

続きまして、議案第39号 国民健康保険補正予算（第4号）でございます。

こちらは、総額に454万5000円を追加して、41億1489万7000円とするものでございます。

内容につきましては、ご案内の概要書のとおりでございますが、主なものとしては、特定診査に関する経費25万4900円、その他の経費として199万6000円、こちらの計上はございます。

続きまして、議案第40号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

こちらは、総額に4643万9000円を追加して、11億6826万円とするものでございまして、広域連合への納付金と一般会計への繰出し分ということでございます。

続きまして、議案第41号 介護保険特別会計補正予算（第5号）のほうであります。

総額に5870万5000円を追加して、39億4154万5000円とするものでございまして、内容といたしましては、保険給付費に4500万円、地域支援事業に298万8000円、その他支出金として1000万円超の追加計上があるところです。

続きまして、この概要書にはありません。

令和7年度の一般会計予算及び各特別会計と企業会計、こちらのほうが全協の資料として、予算の概要としてまとめたものが、別途全員協議会で配付をされます。

口頭ではありますけれども、議案第42号として、令和7年度の一般会計補正予算でございます。こちら総額に183億3000万円を計上して、前年度比6億7000万、3.8%の増となっております。

また、議案第43号といたしまして、国民健康保険特別会計の予算でございます。39億5250万円でございます。前年対比で1億5100万円の減で、3.7%の減ということでございます。

議案第44号 後期高齢者医療特別会計の予算でございます。総額11億5400万円でございます。前年度比は3500万円の増、3.1%の増ということです。

議案第45号 介護保険特別会計の予算でございます。総額40億720万円でございます。前年比2億3620万円の増、6.3%の増となっております。

議案第46号 水道事業の会計の予算でございます。総額が10億4261万8000円とするものでございまして、1.5%減。支出についてもちょっと減ってございまして、10億4076万1000円ということで、こちらも1.5%の減ということでございます。

議案第47号 下水道事業会計の予算でございます。収入総額13億2622万円、1.5%減、支出も同額ということでございます。

○櫻井繁行委員長

それでは、以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

議案第14号の禁錮刑とか懲役が、拘禁刑ということでしたけれども、ちょっと具体的にどういうふうに変わっていくのかというのをご存じでしたら教えていただければと思います。

○総務部長（中泉栄一君）

懲役というのは、刑務作業が義務づけられていて、そして、禁錮というのは刑務作業が任意ということでございますけれども、実際には、禁錮の受刑者が少なく、少なくともほとんど任意で刑務作業を行っていて、実際にはあまり差がないと。

それらの理由から、刑を一本化にして、受刑者の特性に応じた更生プログラムを図りたいという意図で、今回改正を行うものというふう聞いております。

○櫻井繁行委員長

最終的には議案審査もありますから、そちらでしっかりやっていただければ。あとは、議案の確認と上程でございますから。よろしいですか、その辺にして。

そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等がなきようですので、ここで執行部の方には退室をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。 [午前 9時19分]

○櫻井繁行委員長

それでは会議を再開いたします。 [午前 9時19分]

○櫻井繁行委員長

次に、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙についてを議題といたします。

現在、櫻井健一議員にお願いしてあります広域連合議会議員につきましては、本年3月19日をもって任期満了となることから、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第3条の規定により、その任期が終わる日前、30日以内に選挙を行わなければならないことになっております。

これより、広域連合議員の候補者につきまして、ご意見をお伺いしたいと思います。

ここで暫時休憩させていただきます。 [午前 9時20分]

○櫻井繁行委員長

それでは会議を再開いたします。 [午前 9時22分]

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員のかすみがうら市の代表ということでございますが、どなたかご推挙いただけますでしょうか。

○久松公生委員

櫻井健一議員でお願いします。

○櫻井繁行委員長

今、久松委員のほうから、引き続き、櫻井健一議員を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に推選してはとのご意見ございました。

ここで、櫻井健一議員がおられますので、退室を求めます。

[櫻井健一委員 退室]

○櫻井繁行委員長

それではお諮りをいたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員につきましては、先例により指名推選により選出を行うこととして、久松委員から、引き続き、櫻井健一議員を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に推選することという今意見が出ました。

引き続き推選することよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

ここで、櫻井健一議員の入室を認めます。

[櫻井健一委員 入室]

○櫻井繁行委員長

それでは、改めまして、櫻井健一議員に申し上げます。

ただいま広域連合議会議員に、櫻井健一君を指名することに決定いたしましたので、ここでお知らせをいたします。

ここで、お諮りをいたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙につきましては、任期が終わる日前30日以内に行うこととされていることから、開会日である2月27日の議事日程に組み込み、選挙を行うことよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

次に、一般質問の取り下げについてを議題といたします。

先ほど冒頭ですが、議長から一般質問の取り下げについての申出の報告がございました。

申出を受理することよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

これに伴いまして、会期日程を変更する必要がございます。

ここで、お諮りをいたします。

会期日程第16日目、3月14日になると思います。一般質問の予定を変更し、議案等の調査研究、議事整理日として休会とすることよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

ここで、議長から発言の申出がございます。

それではお願いいたします。

○議長（来栖丈治君）

刑法等の一部を改正する法律の施行等により、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設することに伴い、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法が改正されたことに伴いまして、所要の規定の整備のため、市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する必要がございます。

つきましては、本職において各改正案を作成いたしましたので、貴委員会のご意見などを賜りたく申入れさせていただきます。

なお、各改正案につきましては、委員会提出議案として、今定例会最終日に提案をお願いするものがあります。

詳細につきましては、議会事務局長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○櫻井繁行委員長

それでは、以上で申出による発言が終わりました。

それでは、議長から申出のありましたかすみがうら市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局から補足説明を求めます。

○議会事務局長（金子俊文君）

ご苦労さまでございます。

それでは、かすみがうら市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

タブレットをご覧いただきたいと思います。

先ほど、総務部長から説明がありました議案第14号に伴うものでございます。

改正点は2点ございます。

1点目は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によりまして、先ほどご説明ありました懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設するという内容をするものでございます。所要の改正を行うものでございます。

2点目につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律の施行に伴いま

して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法が改正され、同法第2条に、新たに第8項が創設されますので、それによりまして、項番号が順次繰り下げられます。これに対応するとともに、所要の規定の整備で改正するものでございます。

これらを内容といたしまして、かすみがうら市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正するものでございますが、1点目の内容につきましては、検察庁協議を経た上での内容となりますので、改正内容は、これらの協議内容と同一にする必要がございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明は終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

先ほども聞きましたけれども、この表記を変えるだけで、もし捕まったときの刑務所内の作業をするとか、しないとかのことが変わるだけであって、表記の変更ということの理解でよろしいんですね。

何か、ここまでのことをやったら悪くなるとか、そういう物差しが変わるのではなくてということの理解でよろしいということですね。

○櫻井繁行委員長

それでは答弁を求めます。

○議会事務局長（金子俊文君）

先ほど総務部長のほうからも説明あったと思うんですが、懲役または禁錮というものを、そういう作業があるかないかのことだと思うんですが、それを拘禁刑ということで、選べるというか、一本化するというような内容ということでございます。

○矢口龍人委員

懲役刑というのは作業が伴う、禁錮刑は作業が伴わない。それを一つにして、今度は拘禁刑にするということで、そうすると作業はどちらになったわけですか、なくなるわけですか。それとも作業がどちらなんですか。

○議会事務局長（金子俊文君）

すみません、ちょっと読ませていただきますので。

[「難しいんだな、対照表」と呼ぶ者あり]

○議会事務局長（金子俊文君）

今改正で、受刑者に応じた必要な作業を指導を行うことで、更生や社会復帰に重点を置いた新しい刑罰にするというような。

[「新しい刑罰なんだ」「この前とは違うんだ」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

そういったことでよろしいでしょうか。櫻井健一委員よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

そのほか何かご質問ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、本件につきましては、議長申出並びにただいま事務局長の説明のとおり進めることで、皆様よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ありがとうございます。

それでは、異議がないようですので、ここでお諮りをいたします。

かすみがうら市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案につきましては、先例により、議会運営委員会委員長が提出者となり、委員会提出議案として、定例会最終日に提案し、採決することによってよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

次に、請願・陳情書等の取り扱いについてを議題といたします。

令和7年第4回定例会以降、本日までに陳情書等を3件を受け付けております。

それでは、陳情書等をお目通し願います。

ここで暫時休憩いたします。 [午前 9時32分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前 9時34分]

お諮りをいたします。

それでは、議長が受理いたしました市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取組についての陳情、議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情及び政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書につきましては、先例のとおり、その写しを議場に配付することによってよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

次に、その他であります、感謝状の伝達についてを議題といたします。

去る2月13日に開催されました県南市議会議長会定例会におきまして、前議長の小座野定信議員、前副議長の本職に対しまして、感謝状が贈呈されております。

つきましては、先例により、2月27日、本会議の開会前に、感謝状の伝達を執り行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

次に、諮問に対する答申案についてを議題といたします。

答申案のデータをタブレット端末にお送りいたします。

ここで暫時休憩いたします。 [午前 9時35分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前 9時36分]

答申案につきましてご意見またお気づきの点がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご意見等もなきようですので、ここでお諮りをいたします。

本案のとおり、議長に答申し、本委員会終了後に開催されます全員協議会で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

次に、その他ということで、事務局から説明がございます。

○議会事務局長（金子俊文君）

それでは、タブレットのほうご覧いただきたいと思います。

議員の発言についてご説明をさせていただきます。

先例集によりますと、議員の発言は、全て挙手をして議長の許可を得た後、登壇して行うことを原則としておりますが、一般質問における再質問、緊急質問、議案質疑、施政方針に対する質問については質問席において行い、議事進行に関する発言については、議席において起立して発言することができるかとさせていただきます。

今回確認させていただきたいのは、委員長報告や研修報告等、登壇答弁となりますが、現在は議席において報告しております。

現在の議会運営に当たりましては、コロナ前の議会運営に戻しておりますが、委員長報告、研修報告等を、先例集のとおりコロナ前の運営にするということで、登壇報告ということで改めて確認をさせていただくものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明は終わりました。

先例集に倣って、コロナ前の状況にすべきものというようなご説明だと思います。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

これはいつも疑問に思っていたんですけども、一般質問等で議員は立って再質問したりしますけれども、執行部はずっと座っていますよね。これはそういうふうな決まりもあるんですか。

この件とちょっと外れてしまってあれなんですけれども、これを戻すということであれば、委員会の説明を、一般質問する所か、前に登壇して発表して、また自席に戻るということ。議員はそういうふうにするというところの取組だと思うんですけども、それに対しての……

○櫻井繁行委員長

執行部のほうの答弁についてということによろしいですか。

○櫻井健一委員

執行部の答弁及び議員の座ったり立ったりといったところの基準についても、ちょっと知りたいなと思ったんですけども。

○議会事務局長（金子俊文君）

執行部の答弁につきましてもコロナ前、私、議席見たんですけども、起立して執行部のほうに答弁して……。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午前 9時39分]

○櫻井繁行委員長

それでは、改めて会議を再開いたします。 [午前 9時43分]

そのほかご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、本件につきましては、ただいまの事務局の説明のとおり進めることよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、本日の議会運営委員会を散会いたします。

ここで委員各位にお知らせをいたします。

第1回定例会の議事日程等を審議するため、2月27日木曜日午前9時から本委員会の開催を予定いたします。詳細は各委員に追ってご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

ご苦労さまでした。

散 会 午前 9時44分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 櫻井繁行